

和歌山大学Well-being機構キャンパスライフ・健康支援センター規則

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 69 号

最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学Well-being機構キャンパスライフ・健康支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学生及び教職員の健康の保持増進及び相談支援、障害のある学生（以下「障害学生」という。）の修学支援に関する専門的業務を一体的かつ総合的に行うことで、和歌山大学（以下「本学」という。）における適切な修学・就労環境を確保することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに、健康支援部門及びキャンパスライフ支援部門を置く。

2 健康支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う

- (1) 健康支援に関する企画立案及び実施
- (2) 定期及び臨時の健康診断とその事後措置
- (3) 健康相談及び指導
- (4) 精神衛生相談及び助言
- (5) 環境衛生及び伝染病の予防に関する指導
- (6) 救急措置
- (7) 健康支援に関する調査研究
- (8) その他健康支援に関する業務

3 キャンパスライフ支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談及び障害学生支援に関する企画立案及び実施
- (2) 学生の修学、適応、進路上の相談対応
- (3) 障害学生支援に係るコーディネート
- (4) 学生の修学上の問題に関わる教職員からの相談対応
- (5) 障害学生の支援者養成及び派遣
- (6) 学生相談及び障害学生支援に関わる学内外の組織との連携及び協力
- (7) 学生相談及び障害学生支援に関する調査研究
- (8) その他学生相談及び障害学生支援に関する業務

4 健康支援部門及びキャンパスライフ支援部門に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) センター員
- (5) 看護師又は保健師

(6) その他の職員

2 センターは、カウンセラーを委嘱し、配置することができる。

(センター長等)

第5条 センター長及び副センター長は、本学のセンター専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 センター長及び副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長又は副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第6条 専任教員は、センターの専門的業務を処理する。

2 センターの専任教員は、医師及び臨床心理士をもって充てる。

(センター員)

第7条 センター員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学部選出教員 各学部 1名

(2) 学環選出教職員 1名

(3) 教養教育部門選出教職員 1名

(4) 学生支援課長

(5) 学務課長

(6) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校医)

第8条 センターに、学校医を置く。

2 学校医は、保健管理に関する専門的業務を行う。

3 学校医は、医師をもって充てる。

(運営委員会)

第9条 センターに関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が学長の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後における所長は、任期途中の者にあつては施行日前日の者とし、その任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1122号)

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1310号)

1 この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則施行後に最初に任命される副所長の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1511号）

この改正規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第1556号）

この改正規則は、平成26年9月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1963号）

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日一部改正：法人和歌山大学規程第2094号）

この改正規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2465号）

この改正規則は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2582号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2656号）

この改正規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2745号）

この改正規則は、令和6年4月1日から施行し、令和5年7月1日から適用する。